

株 主 各 位

大阪市中央区内平野町三丁目1番3号

株式会社 **カプコン**

代表取締役会長 辻 本 憲 三

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成22年6月17日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔 郵送による議決権行使の場合 〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

〔 インターネットによる議決権の行使の場合 〕

当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、61頁から62頁までの「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。

また、当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月18日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区天満橋京町1番1号
大阪キャッスルホテル 6階会場
（末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第31期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第31期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項

第1号議案	第31期剰余金の処分の件
第2号議案	当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.capcom.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、失業率の高止まりや賃金抑制等のデフレ圧力がありましたものの、輸出、個人消費の持ち直しや設備投資の下げ止まりなどにより、景気は一進一退ながら回復基調となりました。

当業界におきましては、家庭用ゲーム市場はゲーム機の値下げが相次いだこともあって、年末年始商戦は一定の盛り上がりを見せましたが、消費マインドの萎縮や需要減退など長引く不況も手伝って、全体として踊り場状態が続きました。

また、アミューズメント施設市場は「ゲームの日」(毎年11月23日)における全国的なイベント開催やファン感謝デーの実施など、業界を挙げて振興策を行ってまいりましたが、顧客誘引商品の不足や新型インフルエンザの影響などにより低迷状態から脱却できませんでした。

他方、ゲームやアニメなどを対象に「文化庁メディア芸術祭」が開催されたほか、今年の1月に経済産業省が「コンテンツ産業の成長戦略に関する研究会」を立ち上げるなど、官民一体となって市場活性化に向けた新たな動きが出てまいりました。

海外におきましては、けん引ソフト不足や娯楽の多様化などにより総じて軟調に推移いたしました。ゲームやアニメ、マンガなど日本のポップカルチャーを紹介した「ジャパンエキスポ」(フランス)や「コミック・コン・インターナショナル2009」(米国)などが開催され、いずれも活況を呈したほか、アジアにおいてもファン層が増大するなど、わが国を代表するコンテンツのプレゼンスが着実に高まってまいりました。

こうした状況下、当社は市場ニーズに適合したゲームソフトの開発、販売の注力や提携業務を推し進めるとともに、全国的な販促キャンペーンや人気タイトルを活用したワンコンテンツ・マルチユース展開の推進のほか、不採算部門の再構築を行うなど環境の変化に対応した事業戦略に取り組んでまいりました。

しかしながら、市場環境の急激な変化に即応するためコンシューマ用ゲームソフト事業の主力ソフトである「ロスト プラネット 2」(プレイステーション 3、Xbox360用)および「スーパーストリートファイター」(プレイステーション 3、Xbox360用)などの発売延期を余儀なくされました。

この結果、売上高は668億37百万円(前期比27.3%減)となりました。

利益面につきましては、営業利益は55億87百万円（前期比61.8%減）、経常利益は55億30百万円（前期比59.9%減）となりました。また、遊技機向け関連機器事業に係る開発体制等の見直しにより事業再構築費用が発生したことに伴い、特別損失計上のやむなきに至りました。

一方、移転価格税制に関する日米税務当局の合意により過年度法人税等を計上したため、当期純利益は21億67百万円（前期比73.1%減）となりました。

部門別の状況

〔コンシューマ用ゲームソフト部門〕

当部門におきましては、主力ソフト「モンスターハンター3（トライ）」（Wii用）が順調に販売を伸ばすとともに、「逆転検事」（ニンテンドーDS用）や「バイオハザード5 オルタナティブ エディション」（プレイステーション 3、Xbox360用）も健闘したことに加え、「モンスターハンターポータブル 2nd G」（プレイステーション・ポータブル用）が定着したブランド力により廉価版を含めて底堅い売行きを示したほか、過年度に大ヒットを放った「バイオハザード5」（プレイステーション 3、Xbox360用）も根強い人気に支えられ続伸いたしました。

また、「歴女（歴史好きな女性）」ブームの火付け役となり、戦国ブームを巻き起こしたシリーズ最新作「戦国BASARA バトルヒーローズ」（プレイステーション・ポータブル用）が手堅く伸長するとともに、ゲームキャラクターが宮城県知事選の投票啓発用ポスターに採用されるなど、ゲーム以外にも世間の注目を浴びました。

しかしながら、海外において発売した「バイオニック コマンダー」（プレイステーション 3、Xbox360用）、「バイオハザード/ダークサイド・クロニクルズ」（Wii用）や「ダークボイド」（プレイステーション 3、Xbox360用）がいずれも計画未達となるなど、弱含みに展開いたしました。

加えて、欧米向け目玉タイトルの「ロスト プラネット 2」（プレイステーション 3、Xbox360用）および「スーパーストリートファイター」（プレイステーション 3、Xbox360用）などの発売が次期にずれ込んだことにより、総じて軟調に推移いたしました。

この結果、売上高は440億15百万円（前期比30.0%減）、営業利益78億46百万円（前期比52.1%減）となりました。

〔アミューズメント施設運営部門〕

当部門におきましては、市況回復の足取りが鈍い状況下、需要の喚起を図るため各種イベントの開催、サービスデーの実施や快適な空間作りなどによりコアユーザーの確保や女性、ファミリー層の取り込みに注力してまいりましたが、消費低迷や外出を控える「巣ごもり消費」の影響などにより集客力の低下は避けられず、足踏み状態が続きました。

他方、店舗運営コストの削減など収益構造の見直しにより採算性の向上に努めてまいりました。

また、市場環境の変化に対応するため、不採算店2店舗を閉鎖するなど、収益力アップに向けた施設展開を行ってまいりました。

これにより、当期末の施設数は38店舗となっております。

この結果、売上高は119億85百万円（前期比11.3%減）となりましたが、営業利益は収益改善策が功を奏し5億90百万円（前期比162.9%増）となりました。

〔業務用機器販売部門〕

当部門におきましては、市場が冷え込んでいる環境のもと、メダルゲーム「マリオパーティ ふしぎのコロコロキャッチャー」の投入等により、既存顧客の深耕や新規開拓に努めてまいりました。また、局面打開を図る一環として株式会社バンダイナムコゲームスと業務提携を行うなど、販売拡大に向けて全力を傾注してまいりましたが、リピート商品主体の営業展開となりましたため苦戦を強いられ、事業の見直しを余儀なくされました。

この結果、売上高は22億80百万円（前期比71.6%減）となり、営業損失2億3百万円（前期は17億58百万円の営業利益）と不本意な業績となりました。

〔コンテンツエキスパンション部門〕

当部門におきましては、携帯電話向けコンテンツ配信事業は「逆転裁判 4」が堅調に推移したほか、iPhone/iPod・タッチ向け「バイオハザード ディジェネレーション」も新規ユーザーを獲得するなど、おおむね計画どおり推移いたしました。

他方、遊技機向け関連機器事業については、厳しい事業環境や目玉商品の不在により不調が続きましたが、第4四半期に投入した「ビューティフル ジョー」が底堅い売行きを示したほか、協業展開の一環であります「新鬼武者」も定着したブランドにより健闘するなど、一陽来復の兆しが見えてまいりました。

この結果、売上高は58億19百万円（前期比25.7%増）と増収になり、営業利益は5億9百万円（前期は2億30百万円の営業損失）と黒字に転換いたしました。

〔その他の部門〕

その他の部門におきましては、主なものはキャラクター関連のライセンス事業で、売上高は27億36百万円（前期比3.1%減）、営業利益10億97百万円（前期比4.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は16億36百万円であり、主なものといたしましては、アミューズメント施設機器への投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、増資および社債発行による調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、当業界は国内市場が成熟化する情勢下、限られたマーケットでのパイの奪い合いが繰り返され、企業間競争はますます激化するとともに、優勝劣敗により「勝ち組」と「負け組」の二極化が顕在化していくものと思われます。

また、家庭用ゲーム機の多機能化や高機能携帯電話機の登場に加え、クラウドコンピューティングの台頭によりダウンロードゲームの増大や交流サイト内で利用者が遊べるソーシャルゲームによる配信市場が拡大するなど、新たな収益源を求めてこれまでのパッケージソフト販売とは異なるビジネスモデルの胎動により、構造的変化が加速することも予想されます。

こうした状況のもと、当社は主力部門である家庭用ゲームソフトの販売において海外市場急変への対応が遅れたことに鑑み、マーケティング活動の強化や迅速で的確な市場動向の把握などにより、環境の変化に即応した機動的な事業展開を図ってまいります。

加えて、経営資源をコア・コンピタンス（中核的競争力）である家庭用ゲームソフトの開発に集中するほか、ネットワークゲーム市場の拡大に適応するため、オンライン対応ゲームや携帯電話向けコンテンツ配信事業の拡充など、多様な国内外のユーザー嗜好に適応したソフトを投入することにより顧客満足度の向上や競争優位性を確保し、熾烈な生存競争を勝ち抜いてまいります。

さらに、商機の拡大を図るためキャラクタービジネスへの注力など、当社の人気コンテンツとの相乗展開により新たなビジネスチャンスを開いてまいります。

また、意思決定の迅速化、指揮命令系統や責任の明確化など、全社的な機構改革により社内を活性化させるとともに、不採算事業の再編や最適な事業ポートフォリオの構築による組織のスリム化に加え、業務の効率化、コスト削減など、経営全般にわたる合理化を推し進め、強固な企業体質の確立に取り組んでまいります。

他方、テレビ会議システムやイントラネットなどの企業間ネットワークの拡充により国内外の関係会社を含めた情報の共有化、ビジネスプロセスの効率化を進めるとともに、一元管理によるマネジメント機能の強化によりグループ全体の求心力を高め、環境の変化に対応したハイブリッド経営により安定した収益が確保できるよう努めてまいります。

次期の販売戦略といたしましては、国内市場が縮小傾向のもと、成長シナリオの実現に向けて市場規模が大きい海外展開を拡大するため、欧米での人気ソフト「ロストプラネット 2」（プレイステーション 3、Xbox360用）、「スーパーストリートファイター」（プレイステーション 3、Xbox360用）および「デッドライジング 2」（プレイステーション 3、Xbox360用）などを投入するほか、国内で不動の地位を築いた「モンスターハンター 3（トライ）」（Wii用）を発売するなど、海外に照準を合わせた強力なラインナップにより反転攻勢をかけてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 28 期 (平成19年3月期)	第 29 期 (平成20年3月期)	第 30 期 (平成21年3月期)	第 31 期 (当連結会計年度) (平成22年3月期)
売 上 高(百万円)	74,542	83,097	91,878	66,837
経 常 利 益(百万円)	10,600	12,267	13,808	5,530
当期純利益(百万円)	5,852	7,807	8,063	2,167
1株当たり当期純利益(円)	107.52	132.90	130.98	35.71
総 資 産(百万円)	91,478	93,606	106,210	86,621
純 資 産(百万円)	45,144	53,660	59,349	53,956
1株当たり純資産(円)	799.35	881.13	961.38	913.18

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。また、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。

(6) 企業結合の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の持株比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社カプトロン	1,640百万円	100%	不動産の賃貸および管理
株式会社ダレット	1,090百万円	100%	オンラインポータルの運営
株式会社ケーツー	3百万円	100%	家庭用ゲームソフトの開発
株式会社エンターライズ	30百万円	90%	遊 技 機 の 製 造 お よ び 販 売
カプコンU.S.A., INC.	159,949千米ドル	100%	持 株 会 社 米 国 子 会 社 の 管 理
カプコンアジアCO., LTD.	21,500千香港ドル	100%	家庭用ゲームソフトの販売
カプコン・エンタテイメント, INC.	2,000千米ドル	100% (100%)	家庭用ゲームソフトの 開 発 お よ び 販 売
CE・ヨーロッパLTD.	1,000千英ポンド	100%	家庭用ゲームソフトの販売
CEG・インタラクティブ・ エンタテイメントGmbH	25千ユーロ	100% (100%)	家庭用ゲームソフトの販売
カプコン・インタラクティブ, INC.	0千米ドル	100% (100%)	携帯電話向けコンテンツの配信
カプコン・インタラクティブ・ カナダ, INC.	0千カナダドル	100% (100%)	携帯電話向けコンテンツの 開 発 お よ び 配 信
カプコン・エンタテイメント・ コリアCO., LTD.	1,000百万ウォン	100%	家庭用ゲームソフトの販売 オンラインゲームの開発、運営
カプコン・エンタテイメント・ フランスSAS	37千ユーロ	100% (100%)	家庭用ゲームソフトの販売

- (注) 1. 当社の持株比率欄の () 内の数字は、間接所有する持株比率を内数で示しております。
2. カプコン・エンタテイメント, INC. およびカプコン・インタラクティブ, INC. は、カプコンU.S.A., INC. が株式を100%所有しております。
3. CEG・インタラクティブ・エンタテイメントGmbHおよびカプコン・エンタテイメント・フランスSASは、CE・ヨーロッパLTD. が株式を100%所有しております。
4. カプコン・インタラクティブ・カナダ, INC. は、カプコン・インタラクティブ, INC. が株式を100%保有しております。

企業結合の経過

1. 当社は、平成21年6月30日に株式会社ダレットの株式を追加取得し、完全子会社といたしました。
2. カプコンチャーボ株式会社は、平成21年10月27日に特別清算が終結いたしましたので連結の対象から除外いたしました。

企業結合の成果

当社の連結子会社は、前記の重要な子会社13社であり、持分法適用会社は1社であります。当連結会計年度の売上高は668億37百万円（前期比27.3%減）、当期純利益は21億67百万円（前期比73.1%減）となっております。

(7) 主要な事業内容

家庭用テレビゲームソフトおよび業務用ゲーム機器等の企画、開発、製造、販売ならびにアミューズメント施設の運営を主要な事業内容としております。

(8) 主要な事業所

当 社

本 社	大阪市中央区内平野町三丁目1番3号
研究開発ビル	大阪市中央区内平野町三丁目2番8号
東京支店	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
上野事業所	三重県伊賀市治田3902番地

子会社

株式会社カプトロン（大阪市中央区）
株式会社ダレット（東京都新宿区）
株式会社ケーター（大阪市北区）
株式会社エンターライズ（東京都台東区）
カプコン U.S.A., INC.（米国）
カプコンアジアCO., LTD.（香港）
カプコン・エンタテイメント, INC.（米国）
CE・ヨーロッパ LTD.（英国）
CEG・インタラクティブ・エンタテイメントGmbH（ドイツ）
カプコン・インタラクティブ, INC.（米国）
カプコン・インタラクティブ・カナダ, INC.（カナダ）
カプコン・エンタテイメント・コリアCO., LTD.（韓国）
カプコン・エンタテイメント・フランスSAS（フランス）

(9) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,930名	117名増

(注) 上記の従業員数には、契約社員、嘱託社員、パートおよびアルバイトは含んでおりません。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,620名	165名増	34.2才	7.6年

(注) 上記の従業員数には、契約社員、嘱託社員、パートおよびアルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社みずほコーポレート銀行	6,025百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,250
株式会社三井住友銀行	2,283
株式会社日本政策投資銀行	3,000

(注) 当社は、取引金融機関と総額265億円の貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当該貸出コミットメント契約に係る貸出未実行残高は、以下のとおりであります。

契約の総額	26,500百万円
借入実行残高	12,500百万円
差引未実行残額	14,000百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 150,000,000株

(2) 発行済株式の総数 67,723,244株

(注) 当連結会計年度中にユーロ円建転換社債型新株予約権の権利行使により、328,676株を発行いたしました。

(3) 株主数 20,526名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
有限会社 クロロード	6,771千株	11.46%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,154	8.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,128	8.68
辻 本 憲 三	2,006	3.40
辻 本 美 之	1,669	2.83
辻 本 春 弘	1,546	2.62
辻 本 良 三	1,545	2.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,527	2.58
辻 本 美 佐 子	895	1.52
メロンバンク エービーエヌ アムロ グローバル カस्टディ エヌブイ	835	1.41

(注) 持株比率については、自己株式数(8,636千株)を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条2項の規定に基づき、市場取引により次のとおり自己株式を取得いたしました。

取締役会決議日	取得期間	取得株式の総数	取得価額の総額
平成21年7月30日	平成21年8月1日から 平成21年8月31日まで	1,471,900株	2,703,220,800円
平成21年12月22日	平成22年1月4日から 平成22年1月29日まで	1,502,700株	2,420,722,500円
合計		2,974,600株	5,123,943,300円

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	辻 本 憲 三	最高経営責任者 (CEO) 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 理事長
代表取締役社長	辻 本 春 弘	社長執行役員、最高執行責任者 (COO)
取 締 役	初 野 純 孝	AM事業、P&S事業、購買部、上野事業所 兼 筐体品質管理部管掌
取 締 役	飛 澤 宏	海外事業管掌
取 締 役	阿 部 和 彦	常務執行役員、最高財務責任者 (CFO) 兼 グループ管理管掌
取 締 役	小 田 民 雄	コーポレート経営管掌
取 締 役	保 田 博	財団法人資本市場振興財団理事長
取 締 役	松 尾 眞	弁護士、JVC・ケンウッド・ホールディングス 株式会社社外取締役、東レ株式会社社外監査役、 ピリングシステム株式会社社外監査役
取 締 役	守 永 孝 之	
監 査 役(常 勤)	山 口 省 二	
監 査 役(常 勤)	平 尾 一 氏	
監 査 役	家 近 正 直	弁護士法人第一法律事務所代表社員
監 査 役	滝 藤 浩 二	

- (注) 1. 取締役 堀 紘一氏は、平成21年6月17日開催の第30期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 平成21年6月17日開催の第30期定時株主総会において、守永孝之氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
3. 決算期後における取締役の異動
平成22年4月1日付をもって、取締役 初野純孝氏の担当業務を次のとおり変更いたしました。
取締役 初野純孝 AM事業、P&S事業 兼 生産統制部管掌
4. 取締役 保田 博、松尾 眞および守永孝之の各氏は、社外取締役であります。
5. 監査役 山口省二および滝藤浩二の両氏は、社外監査役であります。
6. 取締役 保田 博および監査役 山口省二の両氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所の定める独立役員であります。
7. 監査役 山口省二氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社と財団法人資本市場振興財団、JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社、東レ株式会社およびピリングシステム株式会社の間に特別な関係はありません。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	対 象 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (4名)	309百万円 (32百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	46百万円 (23百万円)
合 計	14名 (6名)	356百万円 (56百万円)

- (注) 1. 上記には、平成21年6月17日開催の第30期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
2. 当該事業年度に係る取締役賞与につきましては、支給しないことといたしました。

(3) 各会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

取締役の報酬については公正性と透明性を確保するため、取締役会が社外取締役を委員長とする報酬委員会に諮問し、報酬委員会は各人の役位、職責、在任期間、常勤、非常勤等を勘案するとともに、当社の業績や個人の実績を考慮したうえ、相当と判断される金額を答申し、それに基づき取締役会が決定しております。

月額報酬は定額とします。

賞与は、月額報酬を基礎に当社の業績などを勘案して妥当な範囲内で決定します。上記の報酬のほか、中長期のインセンティブとして、担当業務の成果に応じて一定の範囲内で相応の報酬を支給する場合があります。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	保田 博	当事業年度に開催した全ての取締役会に出席し、主に長年、行政事務に携わった経験から議案の審議において適宜必要な発言を行っております。
社外取締役	松尾 眞	当事業年度に開催した全ての取締役会に出席し、主に弁護士としての専門的な見地から議案の審議において適宜必要な発言を行っております。
社外取締役	守永孝之	平成21年6月17日就任後開催の全ての取締役会に出席し、主に長年、他社の経営に携わった経験から議案の審議において適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	山口省二	当事業年度に開催した全ての取締役会および監査役会に出席し、主に税務行政の実務経験や税理士としての専門的な見地から議案の審議において適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	滝藤浩二	当事業年度に開催した全ての取締役会および監査役会に出席し、主に長年、警察行政に携わった経験から議案の審議において適宜必要な発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

あらた監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額

55百万円

当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

72百万円

非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して財務諸表作成作業の効率化に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

当社の会計監査人以外の監査法人等の当社の子会社の計算関係書類の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、CE・ヨーロッパLTD.につきましてはKPMG LLPが会計監査人となっております。また、カプコンU.S.A., INC.につきましてはプライスウォーターハウスクーパース LLPが会計監査人となっております。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役の互選によって選定された監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。また、不再任については、上記のほか諸事情を勘案のうえ、監査役会と取締役会の協議に基づき決定を行います。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制に関する事項

取締役の職務の執行が法令等に適合するための体制の整備

社外取締役（3名）のアドバイスや勧告などにより、取締役会の監督機能を高め、一層の活性化を図るとともに、コンプライアンス委員会の定期的なチェック等を通じて、違法行為の未然防止や適法性の確保に努め、経営監視機能の強化により企業価値を高めております。

また、業務の適正を確保するための体制として以下の項目の整備を進めております。

ア．情報の保存および管理体制の整備

取締役会議事録など取締役の職務遂行に係る文書や情報の管理については、「文書管理規程」等によって保存および管理を行っております。

イ．リスク管理体制の整備

危機の未然防止や不測の事態が発生した場合において適正な対応を図るため、「危機管理規程」などにより組織横断的なリスク管理体制の整備を進めております。

ウ．効率的な業務執行

当社は、執行役員制を導入しており、経営方針を決定する取締役会と業務執行を行う執行役員を明確に分離することにより、円滑かつ機動的な事業展開を図り、経営効率を高めております。

エ．法令遵守体制の整備

法令を遵守するための行動規範となる「株式会社カプコンの行動規準」を制定するとともに、社内教育やモニタリングなどにより法令違反の未然防止に努めております。

オ．グループ会社全体の管理体制

毎月1回開催の子会社取締役会や「子会社管理規程」などに基づく、親子会社間の緊密な意思疎通や連携により、グループ全体のコンプライアンス体制の整備を推し進め、コーポレート・ガバナンスが機能するよう業務の適正化を図っております。

カ．業務監査体制の整備

監査役は、監査方針に基づき取締役や使用人の業務執行の監査を行い、必要に応じて監査指摘事項の提出や是正勧告、助言を行うなど、内部統制が有効に機能するよう努めております。このため、監査役の職務が円滑かつ適正に遂行できるように事実上1名の専従スタッフが補助業務の任に当たっているほか、当該使用人の異動については、監査役の同意を得ております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、社会秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で対処するとともに、このような団体、個人とは一切関係を持ちません。

当該団体、個人が接触してきた場合は、直ちに組織的な対応を図るとともに、不当、不法な要求には警察や関連団体等とも連携し、断固拒否する方針です。

また、不測の事態に備え、反社会的勢力の関連情報の入手や動向に注意を払うとともに、万一、反社会的勢力とは知らずに、何らかの関係を有した場合は、警察等の関係機関とも連携し、速やかに関係を解消いたします。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容およびその実現に資する取組み

ア．経営理念

当社グループは、ゲームというエンターテインメントを通じて「遊文化」をクリエイトし、多くの人に「感動」を与えるソフト開発をメインとする「感性開発企業」を経営理念としております。また、株主、顧客および従業員などステークホルダーの満足度向上や信頼構築に努めるとともに、共存共栄を基軸とした経営展開を図っております。

イ．当社グループの企業価値の源泉について

当社グループは、家庭用ゲームソフトの開発、販売を中核にアミューズメント施設の運営、業務用ゲーム機の製造販売、その他コンテンツビジネスの展開を行っております。

また、企業価値の源泉である開発部門の拡充、機動的なマーケティング戦略および販売体制の強化に加え、コンテンツの充実やグループ全体の効率的な事業展開、財務構造の改革、執行役員制の導入、経営と執行の役割明確化による意思決定の迅速化など、経営全般にわたる構造改革を推し進めることにより、企業価値の向上に努めております。

ウ．当社グループの今後の企業価値の向上の取組みについて

当業界は新型ゲーム機の登場に伴う開発費の高騰や携帯電話など顧客層が重なる他業種との競争激化に加え、合併、事業統合等の再編やグローバルな企業間競争の波が押し寄せ、優勝劣敗により勢力地図が塗り変わりつつあります。

このように厳しい事業環境下、生存競争を勝ち抜いていくためには、経営環境の変化に対応できる体制作りが、最重要課題と認識しております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの経営権を取得するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

一方で、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主が当該大規模買付行為による当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。

当社は、大規模買付者から株主の判断に必要なかつ十分な情報を提供していただくこと、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

当社は、かかる見解を具体化する施策として、平成20年6月19日開催の第29期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、大規模買付行為がなされた場合の対応方針として、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するかたちで、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないなど、当該買付行為が当社企業価値および株主共同の利益を著しく損なう場合には、対抗措置として新株予約権の無償割り当てを行うことを主眼とした「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本施策」といいます。）の導入を決議しております。

上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

本施策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するために、大規模買付者が従うべきルールならびに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件および内容をあらかじめ設定するものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

また、大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上という目的に照らして合理的であり、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

なお、本施策においては、大規模買付対抗措置の内容および発動等に際して取締役の恣意的判断を排除し、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上という観点から客観的に適切な判断を行うための諮問機関として独立委員会を設置することとしております。当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動等の決定に先立ち、独立委員会の勧告を得る必要があり、また当社取締役会はかかる独立委員会の勧告を最大限尊重しなければなりませんので、これにより、当社取締役会による恣意的判断が排除されることとなります。

よって、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿い、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであります。

(注) 本事業報告に記載しております金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、その他の数字は表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	【 61,303】	流動負債	【 25,211】
現金および預金	29,865	支払手形および買掛金	3,477
受取手形および売掛金	6,288	短期借入金	13,211
商品および製品	849	リース債務	578
仕掛品	183	未払法人税等	663
原材料および貯蔵品	1,698	繰延税金負債	58
ゲームソフト仕掛品	14,333	賞与引当金	1,318
繰延税金資産	3,204	返品調整引当金	90
その他	4,927	その他	5,814
貸倒引当金	48	固定負債	【 7,453】
固定資産	【 25,318】	長期借入金	4,355
(有形固定資産)	(14,049)	リース債務	459
建物および構築物	5,259	繰延税金負債	4
機械装置および運搬具	43	退職給付引当金	1,388
工具、器具および備品	823	その他	1,244
レンタル機器	13	負債合計	32,665
アミューズメント施設機器	2,251		
土地	4,386	【純資産の部】	
リース資産	965	株主資本	【 58,689】
建設仮勘定	305	資本金	33,239
(無形固定資産)	(3,227)	資本剰余金	21,328
のれん	179	利益剰余金	17,262
その他	3,048	自己株式	13,141
(投資その他の資産)	(8,040)	評価・換算差額等	【 4,732】
投資有価証券	957	その他有価証券評価差額金	19
長期貸付金	0	為替換算調整勘定	4,752
繰延税金資産	1,339	純資産合計	53,956
破産更生債権等	909		
差入保証金	5,266	負債純資産合計	86,621
その他	586		
貸倒引当金	1,019		
資産合計	86,621		

連結損益計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		66,837
売上原価		42,339
売上総利益		24,497
返品調整引当金戻入額		222
販売費および一般管理費		24,720
営業利益		19,133
営業外収益		5,587
受取配当金	411	
受取配当金	26	
その他の	193	631
営業外費用		
支払利息	165	
為替差損	171	
貸倒引当金繰入額	2	
支払手数料	119	
店舗閉鎖損	121	
その他	106	687
経常利益		5,530
特別利益		
賞与引当金戻入額	162	
貸倒引当金戻入額	70	233
特別損失		
固定資産除売却損	76	
減損	223	
投資有価証券評価損	5	
訴訟関連損	152	
事業再編損	4,182	4,639
税金等調整前当期純利益		1,124
法人税、住民税および事業税		1,299
過年度法人税等		1,761
法人税等調整額		582
当期純利益		2,167

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成21年3月31日残高	33,039	21,129	17,000	8,015	63,152
在外子会社の会計処理 の変更に伴う増減 (注1)			74		74
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行 (注2)	200	199			400
剰 余 金 の 配 当			1,831		1,831
当 期 純 利 益			2,167		2,167
自 己 株 式 の 取 得				5,125	5,125
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	200	199	336	5,125	4,389
平成22年3月31日残高	33,239	21,328	17,262	13,141	58,689

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成21年3月31日残高	12	3,790	3,803	59,349
在外子会社の会計処理 の変更に伴う増減 (注1)				74
連結会計年度中の変動額				
新 株 の 発 行 (注2)				400
剰 余 金 の 配 当				1,831
当 期 純 利 益				2,167
自 己 株 式 の 取 得				5,125
自 己 株 式 の 処 分				0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	32	962	929	929
連結会計年度中の変動額合計	32	962	929	5,318
平成22年3月31日残高	19	4,752	4,732	53,956

- (注) 1. 当社の米国およびカナダ子会社において、「法人所得税における不確実性に関する会計 - SFAS第109号の解釈 (Accounting for Uncertainty in Income Taxes-an Interpretation of FASB Statement No.109)」(米国財務会計基準委員会、FASB解釈指針 (FIN) 第48号)を適用し、前期までの累積的影響額として期首利益剰余金から74百万円減少しております。
2. ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の権利行使によるものであります。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	13社	(国内)	株式会社カプトロン 株式会社ダレット 株式会社ケーター 株式会社エンターライズ
		(海外)	カプコンU.S.A., INC. カプコンアジアCO., LTD. カプコン・エンタテイメント, INC. CE・ヨーロッパLTD. CEG・インタラクティブ・エンタテイメントGmbH カプコン・インタラクティブ, INC. カプコン・インタラクティブ・カナダ, INC. カプコン・エンタテイメント・コリアCO., LTD. カプコン・エンタテイメント・フランスSAS

(注) カプコンチャーボ株式会社は、特別清算が終結したため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。
ブルーハーベスト合同会社は、清算が終了したため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 1社 (海外) ストリートファイター・フィルム, LLC
持分法を適用していない関連会社(デルガマダス株式会社)は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(注) ココカプコンCO., LTD. は、清算が終了したため、当連結会計年度より持分法適用関連会社から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの.....決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの.....総平均法に基づく原価法

たな卸資産

商品および製品、仕掛品、原材料および貯蔵品...主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ゲームソフト仕掛品.....

ゲームソフトの開発費用(コンテンツ部分およびコンテンツと不可分のソフトウェア部分)は、個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く).....

建物(建物附属設備を除く)は定額法、建物以外については定率法を採用しております。ただし、在外連結子会社については一部の子会社を除き定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物および構築物 3~50年

アミューズメント施設機器 3~20年

無形固定資産(リース資産を除く).....

主に定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(2~5年)に基づく定額法、オンラインコンテンツについては見積サービス提供期間(2~3年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産.....

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。ただし、リース契約上に残価保証の取決めのある場合においては、当該残価保証額を残存価額としております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、従来どおり賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金.....

売上債権および貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金.....	従業員に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度末までに支給額が確定していない従業員賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
退職給付引当金.....	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異(552百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。
役員退職慰労引当金.....	当社および国内連結子会社の一部は、役員に対する退職慰労金の支給に備えて、各連結会計年度にて負担すべき額を計上しておりますが、各社開催の定時株主総会最終の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、役員退職慰労金の打ち切り支給の承認を受けております。なお、打ち切り支給に関する支払時期は各役員の退任時であるため、当該株主総会までの在任期間に対応する慰労金残高全額を、固定負債の「その他」に計上しております。
返品調整引当金.....	決算期末日後予想される返品による損失に備えるため、過去の返品実績等に基づき、計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

4. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

5. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんは発生の実態に基づいて償却期間を見積り、3年で均等償却しております。なお、金額の重要性が乏しいものについては一括償却しております。

6. 連結計算書類作成のための重要な事項の変更

(会計方針の変更)

退職給付に係る会計基準の適用

当連結会計年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号平成20年7月31日 企業会計基準委員会)を適用しております。この変更により営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額ははありません。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めておりました「支払手数料」は、営業外費用総額の100分の10を越えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の営業外費用の「その他」に含まれる「支払手数料」は112百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産	土地	3,902百万円
	建物	4,411百万円
	計	8,313百万円
(2) 担保提供資産に対応する債務	1年内返済予定の長期借入金 (流動負債の「短期借入金」)	700百万円
	長期借入金	1,330百万円
	計	2,030百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要および減損損失の金額

用途	場所	種類	金額(百万円)
処分予定資産	佐賀県佐賀市 他	アミューズメント施設機器	124
		レンタル機器	47
		リース資産	37
遊休資産	奈良県御所市	土地	5
その他の事業用資産	大阪府大阪市	のれん	9
合 計			223

(2) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、事業に供している資産のうちオンラインゲーム用コンテンツ、賃貸用資産および遊休資産を個別単位にグルーピングを行い、その他の事業用資産を事業セグメントに基づきグルーピングを行っております。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

処分予定資産については、除却の決定をしたことから、該当資産の帳簿価額の回収が見込まれなくなりました。遊休資産については、正味売却可能価額により帳簿価額の回収が見込まれなくなりました。また、その他の事業用資産については、事業再構築に伴い経営環境が著しく変化したことにより、のれんの帳簿価額の回収が見込まれなくなりました。

(4) 回収可能価額の算定方法

処分予定資産につきましては、除却を予定しており、回収可能価額を零として算定しております。遊休資産は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準をもとに算定した正味売却可能価額により、回収可能価額を評価しております。のれんは、回収可能価額を零として算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数
当連結会計年度末における発行済株式の総数は、普通株式67,723,244株であります。
2. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成21年6月17日 定時株主総会	普通株式	926百万円	15円	平成21年3月31日	平成21年6月18日
平成21年10月29日 取締役会	普通株式	905百万円	15円	平成21年9月30日	平成21年11月20日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末日後となるもの
平成22年6月18日開催の第31期定時株主総会において次のとおり付議することを予定しております。

・配当金の総額	1,181百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	20円
・基準日	平成22年3月31日
・効力発生日	平成22年6月21日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
当社グループは資金の運用を、原則として元本の償還および利息の支払いについて確実性の高い金融商品によるものとし、安全性・流動性（換金性、市場性）・収益性を考慮して行っております。
また、資金の調達については、銀行等金融機関からの借入により行っております。
借入金の使途は運転資金および設備投資資金であります。
受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理に関する定め等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位 百万円)

		連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
a	現金および預金	29,865	29,865	
b	受取手形および売掛金	6,288	6,288	
c	差入保証金	5,266	5,056	210
資産 計		41,421	41,210	210
a	支払手形および買掛金	3,477	3,477	
b	短期借入金	13,211	13,211	
c	長期借入金	4,355	4,377	22
負債 計		21,044	21,065	22

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

a. 現金および預金、ならびにb. 受取手形および売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

c. 差入保証金

差入保証金の時価については、将来返還される金額を回収期間に応じた国債利回りで割り引いて算定する方法によっております。

負 債

a. 支払手形および買掛金、ならびにb. 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

c. 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日 企業会計基準委員会)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日 企業会計基準委員会)を適用しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	913円18銭
2. 1株当たり当期純利益	35円71銭

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	【 43,463】	流動負債	【 22,263】
現金	16,608	支払手形	381
預り金	427	買掛金	1,777
売掛金	5,983	短期借入金	12,500
商品	676	リース債務	578
仕掛品	136	未払金	2,932
原材料	1,206	未払費用	1,228
ゲームソフト	13,660	未払法人税等	405
前払費用	97	未払消費税等	118
繰延税金資産	2,853	前受金	857
関係会社短期貸付金	600	預り金	212
未収金	483	賞与引当金	1,176
その他当座金	398	返品調整引当金	90
固定資産	【 40,704】	その他	3
(有形固定資産)	(4,365)	固定負債	【 5,653】
建物	473	長期借入金	3,000
構築物	1	リース債務	459
機械	32	退職給付引当金	1,381
車両運搬具	8	その他	813
工具、器具および備品	620		
レンタル機器	13	負債合計	27,916
アマusement施設	2,251	【純資産の部】	
土地	0	株主資本	【 56,283】
リース資産	965	資本	33,239
(無形固定資産)	(2,990)	資本剰余金	21,328
のれん	26	資本準備金	13,114
商標	5	その他資本剰余金	8,214
ソフトウェア	1,418	利益剰余金	14,856
ソフトウェア	180	その他利益剰余金	14,856
オンラインコンテンツ	117	自己株式	13,141
オンラインコンテンツ	1,225	評価・換算差額等	【 31】
その他	16	その他有価証券評価差額金	31
(投資その他の資産)	(33,348)	純資産合計	56,251
投資有価証券	957	負債純資産合計	84,168
関係会社株	23,548		
その他の関係会社有価証券	553		
関係会社長期貸付金	1,350		
破産更生債権等	909		
長期前払費用	74		
繰延税金資産	999		
差入保証金	6,381		
未収金	261		
その他当座金	1,133		
投資損失引当金	553		
資産合計	84,168		

損益計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		53,393
売上原価		34,502
売上総利益		18,890
返品調整引当金戻入額		222
差引売上総利益		19,113
販売費および一般管理費		11,992
営業利益		7,120
営業外収益		
受取利息	189	
受取配当金	41	
その他の	168	399
営業外費用		
支払利息	129	
貸倒引当金繰入額	141	
為替差損	277	
店舗閉鎖損	121	
支払手数料	117	
その他の	23	810
経常利益		6,709
特別利益		
貸倒引当金戻入額	156	
移転価格税制調整金額	2,280	
賞与引当金戻入額	162	2,599
特別損失		
固定資産除却損	68	
投資有価証券評価損	278	
減損	209	
事業再編損	3,838	
訴訟関連損	152	4,547
税引前当期純利益		4,762
法人税、住民税および事業税		1,268
過年度法人税等		846
法人税等調整額		151
当期純利益		4,189

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
平成21年3月31日残高	33,039	12,914	8,214	12,498	8,015	58,651	
事業年度中の変動額							
新株の発行(注)	200	199				400	
剰余金の配当				1,831		1,831	
当期純利益				4,189		4,189	
自己株式の取得					5,125	5,125	
自己株式の処分			0		0	0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	200	199	0	2,357	5,125	2,367	
平成22年3月31日残高	33,239	13,114	8,214	14,856	13,141	56,283	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成21年3月31日残高	293	293	58,357
事業年度中の変動額			
新株の発行(注)			400
剰余金の配当			1,831
当期純利益			4,189
自己株式の取得			5,125
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	262	262	262
事業年度中の変動額合計	262	262	2,105
平成22年3月31日残高	31	31	56,251

(注) ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の権利行使によるものであります。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式.....総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの.....総平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品および製品、仕掛品、原材料および貯蔵品...主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ゲームソフト仕掛品.....ゲームソフトの開発費用(コンテンツ部分およびコンテンツと不可分のソフトウェア部分)は、個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く).....建物(建物附属設備を除く)は定額法、建物以外については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

アミューズメント施設機器 3～20年

無形固定資産(リース資産を除く).....定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法、オンラインコンテンツについては見積サービス提供期間(2～3年)に基づく定額法によっております。

リース資産.....所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。ただし、リース契約上に残価保証の取決めのある場合においては、当該残価保証額を残存価額としております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具および備品 3～5年

アミューズメント施設機器 3～5年

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、従来どおり賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権および貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
投資損失引当金	関係会社株式の実質価額の低落による損失に備えるため、関係会社の財政状態等に基づく損失見積額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に充てるため、当事業年度末までに支給額が確定していない従業員賞与の支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。なお、会計基準変更時差異(542百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。
役員退職慰労引当金	役員に対する退職慰労金の支給に備えて、各事業年度に負担すべき額を計上していましたが、平成21年6月17日に開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、役員退職慰労金の打ち切り支給の承認を受けております。なお、打ち切り支給に関する支払時期は各役員の退任時であるため、当該株主総会までの在任期間に対応する慰労金残高全額を、固定負債の「その他」に計上しております。
返品調整引当金	決算期末日後予想される返品による損失に備えるため、過去の返品実績等に基づき、計上しております。

(5) 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。なお、仮払消費税等と仮受消費税等の相殺消去後の金額118百万円は、貸借対照表上「未払消費税等」として表示しております。

2. 計算書類作成のための重要な事項の変更

(会計方針の変更)

退職給付に係る会計基準の適用

当事業年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日 企業会計基準委員会)を適用しております。この変更により営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響はありません。また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めておりました「支払手数料」は、営業外費用総額の100分の10を越えたため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の営業外費用の「その他」に含まれる「支払手数料」は98百万円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,086百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 保証債務

当社は、CE・ヨーロッパLTD.の仕入債務に対し15百万ユーロを上限とする根保証を行っております。また、カプコン・エンタテインメント, INC.の仕入債務に対し根保証を行っております。

なお、上記保証債務の当事業年度末現在の残高は次のとおりであります。

CE・ヨーロッパLTD. 234百万円

カプコン・エンタテインメント, INC. 366百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 3,667百万円

長期金銭債権 2,490百万円

短期金銭債務 966百万円

長期金銭債務 19百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する取引高

売 上 高 7,253百万円

仕 入 高 3,248百万円

営業取引以外の取引 2,333百万円

2. 減損損失

当事業年度において当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要および減損損失の金額

用途	場所	種類	金額(百万円)
処分予定資産	佐賀県佐賀市 他	アミューズメント施設機器	124
		レンタル機器	47
		リース資産	37
合		計	209

(2) 資産のグルーピングの方法

当社は、事業に供している資産のうちオンラインゲーム用コンテンツのみを個別単位にグルーピングを行い、その他の事業用資産を事業セグメントに基づきグルーピングを行っております。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

除却の決定をしたことにより、固定資産の帳簿価額の回収が見込まれないため、減損損失を計上いたしました。

(4) 回収可能価額の算定方法

処分予定資産につきましては、除却を予定しており、回収可能価額を零として算定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 8,636,412株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	695百万円
賞与引当金	474百万円
退職給付引当金	560百万円
役員退職慰労金	162百万円
たな卸資産	1,803百万円
関係会社株式	1,237百万円
返品調整引当金	36百万円
減価償却費	122百万円
前払費用	322百万円
法人税等税額控除	139百万円
その他	1,062百万円
小計	6,618百万円
評価性引当金額	2,765百万円
繰延税金資産の合計	3,852百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っているファイナンス・リース取引

- | | |
|-------------------------------|----------|
| 1. 当事業年度末におけるリース物件の取得原価相当額 | 2,217百万円 |
| 2. 当事業年度末におけるリース物件の減価償却累計額相当額 | 1,593百万円 |
| 3. 当事業年度末におけるリース物件の未経過リース料相当額 | 647百万円 |

関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社カプトロン	大阪市中央区	1,640百万円	不動産の賃貸および管理	100.0	兼任3名	事業所等の賃借	事業所等の賃借	1,033	差入保証金	1,140
								資金の貸付	850	長期貸付金	850
子会社	カブコン・エンタテイメント, INC.	米国	2,000千米ドル	家庭用ゲームソフトの開発、販売	100.0(100.0)	兼任1名	当社製品の販売	移転価格税制調整金	2,280		

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

- 議決権の所有割合の()内の数字は、間接所有する出資比率を内数で示しておりません。
- 上記の取引につきましては、市場価格等を参考に決定しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 952円02銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 69円00銭 |

独立監査人の監査報告書

平成22年 5月13日

株式会社 カブコン

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 高濱 滋 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 善場 秀明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カブコンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カブコン及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成22年 5月13日

株式会社 カブコン

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 高濱 滋 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 善場 秀明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カブコンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びあらた監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及びその取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (4) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (5) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (6) 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人「あらた監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年 5月20日

株式会社 カプコン 監査役会

常勤監査役 山口省二 ⑩

常勤監査役 平尾一氏 ⑩

監査役 家近正直 ⑩

監査役 滝藤浩二 ⑩

(注) 監査役山口省二、監査役滝藤浩二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第31期剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと考えており、将来の事業展開や経営環境の変化などを勘案しつつ、安定配当の継続を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき20円 総額 1,181,736,640円

(注) 中間配当(1株につき15円)を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき35円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月21日

第2号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

当社株券等(注1)の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「旧施策」といいます。)に関しましては、特定の株主または株主グループによって当社株券等の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策について、平成20年6月19日開催の第29期定時株主総会によりご承認をいただきましたが、本定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了となります。

つきましては、当社における買収防衛策のあり方につき検討を進めた結果、平成22年5月21日開催の取締役会において、「旧施策」に法令改正等に伴う所要の修正(以下「本施策」といいます。)を行い、これを継続することを決議いたしました。本施策が株主の皆様のご意思に基づくことを明らかにするため、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお本施策は、当該取締役会に出席した当社取締役全員の賛成により決定されたものであり、また、出席した当社監査役全員が本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として、本施策に賛同する旨の意見を述べております。

また、現時点におきまして、当社が特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通告や提案等の事実はありません。

本施策の内容は、次のとおりであります。

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

本施策継続の目的について

1. 本施策の目的

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付、公開買付、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、特定株主グループとは、当社株券等の保有者（注2）およびその共同保有者（注3）、または当社株券等の買付け等（注4）を行う者およびその特別関係者（注5）をいいます。また、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（注7）の合計をいいます。

2. 当社グループの企業価値の確保・向上のための取組み

(1) 経営理念

当社グループは、ゲームというエンターテインメントを通じて「遊文化」をクリエイティブし、多くの人に「感動」を与えるソフト開発をメインとする「感性開発企業」を経営理念としております。また、株主、顧客および従業員などステークホルダーの満足度向上や信頼構築に努めるとともに、共存共栄を基軸とした経営展開を図っております。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われる者を含みます。以下、同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。なお、株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。なお、株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。）は、有価証券報告書および四半期報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

(2) 当社グループの企業価値の源泉について

当社グループは、家庭用ゲームソフトの開発、販売を中核にアミューズメント施設の運営、業務用ゲーム機の製造販売、その他コンテンツビジネスの展開を行っております。

また、企業価値の源泉である開発部門の拡充、機動的なマーケティング戦略および販売体制の強化に加え、コンテンツの充実やグループ全体の効率的な事業展開、財務構造の改革、執行役員制の導入、経営と執行の役割明確化による意思決定の迅速化など、経営全般にわたる構造改革を推し進めることにより、企業価値の向上に努めております。

現在は以下の施策を推し進めております。

- (ア) コア事業である家庭用ゲームソフトの開発、販売拡大に経営資源を集中しております。
- (イ) 開発戦略といたしましては、市場動向を勘案しつつ、マルチプラットフォーム展開を推し進めております。
- (ウ) 毎期安定した売上や収益の確保を図るため、新規ユーザーの開拓や既存顧客の深耕などにより、アミューズメント施設の集客展開に注力しております。
- (エ) 通信環境の進展に伴い、オンラインビジネスの構築を進めております。
- (オ) 海外市場での販売拡大を図るため、現地法人の強化などにより積極的な事業展開を行っております。
- (カ) 当社の豊富なコンテンツの活用により、新規市場の開拓と既存市場の深耕に努めるとともに、遊技機向け関連機器への注力やポータルサイトの運営に参入するなど、新たなビジネスチャンスを開き切るため努力しております。
- (キ) 当社コンテンツの有効活用により付加価値を創造するとともに、シナジー効果の創出によりブランド価値を高めております。
- (ク) 財務構造の強化を図るため、毎期安定したキャッシュ・フローの創出に努めております。

(3) 当社グループの企業価値の向上の取り組みについて

当業界は新型ゲーム機の登場に伴う開発費の高騰や携帯電話など顧客層が重なる他業種との競争激化に加え、合併、事業統合等の再編やグローバルな企業間競争の波が押し寄せ、優勝劣敗により勢力地図が塗り変わりつつあります。

このように厳しい事業環境下、生存競争を勝ち抜いていくためには、経営環境の変化に対応できる体制作りが、最重要課題と認識しております。

今後さらなる成長のため、以下の戦略目標を推進、実行することにより企業価値の向上に努めてまいります。

- (ア) 重点戦略部門の強化
競争力の優位性を図るため、コア事業である家庭用ゲームソフトの開発とマーケティング部門の強化を柱に経営資源を集中してまいります。

- (イ) 海外展開の注力
国内市場の成熟化に伴い、今後の事業拡大には海外市場への注力が不可欠であります。このため、重要な子会社であるカプコンU.S.A., INC.をはじめ、海外現地法人の経営改革などにより、グループ全体の事業の再構築を推し進めるとともに、戦略的な海外展開を図ってまいります。
- (ウ) 事業の選択と集中
開発資源の効率活用を図る一環として、明確なビジョンとスピード経営により活力を生み出すとともに、グループ全体の総合力を発揮させるため、成長分野への投資や不採算事業からの撤退を行うなど、選択と集中によるグループ会社のスクラップ・アンド・ビルドにより企業価値の向上に努めてまいります。
- (エ) 事業領域の拡大
経営環境の変化に対応して、事業領域を拡大するため携帯電話向けゲーム配信事業への注力やポータルサイト運営の参入など、コンテンツビジネスの拡大に傾注してまいります。
- (オ) 企業体質の強化
経営革新により機動的な事業運営、経営効率の向上を図るとともに、収益基盤の強化に向けて体制作りを推し進めております。
この一環として、国内外の関係会社を含めた的確なマネジメント体制による戦略的なグループ運営と財務構造の改革などにより、経営体質を高めております。

3. 本施策の必要性

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの経営権を取得するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

一方で、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主が当該大規模買付行為による当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、上述した当社グループの企業価値に関わる特有の事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者から株主の判断に必要なかつ十分な情報を提供していただくこと、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

また、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性は、決して否定できない状況にあります。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

平成22年3月31日現在における当社の大株主の状況は別紙1のとおりであり、当社役員およびその関係者によって当社の発行済株式の約25.94%が保有されておりますが、一方で当社の株主の分布状況は個人株主を中心に広範にわたっており、当社の株式の流動性はさらに増大しつつある状況にあります。このような流動性の高まりにより、当社グループの企業価値または株主共同の利益に反する株式の大規模買付行為がなされる可能性が存するものと考えております。

上記のような現状認識のもと、当社は、大規模買付者による情報提供の手続き等について定めたルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、および、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件および内容を予め設定するものであります。

本施策の内容について

1. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記2.）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記3.）から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主共同の利益のため、株主および当社取締役会による判断のための情報提供（後記2.(1)）と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記2.(2)）を要請しております。

本施策においては、次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議するための要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました（後記3.(2)(3)）。

2. 大規模買付ルール

(1) 取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語による情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず本店所在地に対して当社代表取締役社長宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を提出いただきます。当社代表取締役社長は、かかる意向表明書受領後10営業日（初日不算入とし、期間においては以下同じ。）以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりです。なお、大規模買付者が本情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。また、当社は、大規模買付者から意向表明書が当社に提出された場合および大規模買付者からの本情報の提供が完了した場合には、それらの事実を公表いたします。

大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3カ年の有価証券報告書またはこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）

大規模買付行為の目的および具体的内容

大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の議決権保有割合および保有株券等の数

大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、ならびに資金調達のための具体的内容および条件

大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、投下資本の回収方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値および算出根拠、ならびに役員候補者およびその略歴

大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係および競合関係

大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割

当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容

現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報

大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載または記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓

重要提案行為等（注8）を行うことを目的とする場合又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合は、その目的、具体的内容、条件および時期

当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

前各号に定めるほか、当社取締役会その他独立委員会（後記2.(3)）等が合理的に必要と判断する情報

なお、大規模買付者が当初に提出した情報だけでは本情報として不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、十分な本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。ただし、大規模買付者が提出する情報は、当該大規模買付行為の是非に関し、株主が適切な判断を行い、当社取締役会が適切な検討・評価を行うために必要かつ十分な範囲に限定されるものとします。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主の判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部または一部を開示いたします。

(2) 取締役会における検討および評価

大規模買付者には、当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、当社グループの企業価値の維持および株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討および評価、大規模買付者との交渉および協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替提案の作成および提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報の検討および評価を行い、当該大規模買付行為または当該大規模買付者の提案にかかる経営方針等に関して、独立委員会（後記2.(3)）の勧告を最大限尊重し、大規模買付対抗措置発動の是非について決議します。なお、当社取締役会は、大規模買付行為対抗措置を発動しないと判断した場合はその旨の決議を行うものとし、当社取締役会が大規模買付対抗措置を発動しない旨の決議を行った場合は、大規模買付者は当該決議の日から意向表明書に記載される範囲内で大規模買付行為を行うことができることとします。

（注8） 金融商品取引法第27条の26第1項に規定する「重要提案行為等」をいいます。

(3) 独立委員会における検討および勧告

当社取締役会は大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者の中から選任します。当社取締役会は、前記2.(1)に定める本情報ならびに本情報の取締役会による評価および分析結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果および外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を自ら入手、検討して、以下の事項について取締役会に勧告を行います。

大規模買付者が提供する情報の十分性について

独立委員会は、大規模買付者からの本情報の提供が完了したと当社取締役会が判断するまでの期間に、大規模買付者が当社に提供した情報が、前記2.(1)に定める本情報として十分であるかについて検討し、その結果を取締役に勧告します。

大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か（後記3.(2)）について検討してその結果を取締役に勧告します。大規模買付ルールを遵守していない旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、原則として、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

大規模買付対抗措置の発動要件具備の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していると判断した場合に、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件（後記3.(2)）を具備しているか否かについて検討してその結果を取締役に勧告します。大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備している旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していると判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していないと判断した場合はその旨の勧告と、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項および独立委員会が当社取締役会に勧告すべきと考える事項について

独立委員会規則の概要は別紙2をご参照ください。

また、現在の独立委員会の委員は、1名の現任の社外取締役および1名の現任の社外監査役に、社外有識者1名を加えた合計3名により構成されており、本施策継続時の独立委員会の委員には、別紙3記載の各氏を再任する予定です。

3. 大規模買付対抗措置

(1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたす場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置の一つとして株主に対する無償割当の方法によって発行される新株予約権の概要は、別紙4に定めるとおりとします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件および当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。なお、当社取締役会は、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

(2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、またはその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会が、意向表明書および本情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、または当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損すると独立委員会が判断し、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告がなされたときは、原則として、当社取締役会は相当な大規模買付対抗措置の発動を決議するものとします。なお、独立委員会が上記判断のもと、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告を行った場合でも、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないとき当社取締役会が判断した場合は、大規模買付対抗措置の発動を決議しない可能性があります。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- (ア) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）。
- (イ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合。
- (ウ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部または重要な一部を当該大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合。
- (エ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある場合。
- (オ) 最初の買付で、全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定したり、二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付を行うなど、当社株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為である場合。
- (カ) 大規模買付行為における買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の企業価値の本質に鑑み、著しく不十分または不適当な買付であると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合。

(3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつつ、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、以下の手順により大規模買付対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。この場合、当社は当該決議の概要を公表するものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しておらず、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がされた場合に、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると当社または当社株主に著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、原則として、大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。ただし、独立委員会により、大規模買付行為が前記3.(2) ただし書き各号の要件を具備し、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。また、当社取締役は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉および協議を行い、当社取締役会として、株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

ただし、当社取締役会は、一旦、新株予約権の無償割当の実施を決議した後、以下のいずれかの事由に該当するとの独立委員会の勧告があった場合は、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、(無償割当効力発生前においては)新株予約権の無償割当を中止し、または(無償割当の効力発生後においては)新株予約権を無償にて取得する旨の決議を行うことができるものとします。

(ア) 大規模買付者が大規模買付を撤回した場合、その他大規模買付が存しなくなった場合

(イ) 事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付が前記3.(2) ただし書き記載の要件のいずれにも該当しないか、または該当しても新株予約権の無償割当を行うことが相当でない場合

4. 本施策の有効期間ならびに廃止および変更

本施策の有効期間は、本定時株主総会における承認により効力を発生し、本定時株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとします。

また、本施策の有効期間満了前であっても、企業価値および株主共同の利益確保または向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を委任の趣旨に反しない範囲で当社取締役会において随時修正・見直し（本施策に関する法令・金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合を含む。）をすることができるものとし、また当社の株主総会で選任された取締役から構成される当社取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとします。当社は、本施策を廃止または変更した場合は、速やかに当該事実を公表します。

5. 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、平成22年5月21日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、前記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、前記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

本施策の合理性について

1. 買収防衛策に関する指針の要件等の充足

本施策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」および「必要性・相当性確保の原則」）に適合しています。また、本施策は、平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しています。

2. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記に述べたとおり、本施策は、株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、ならびに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件および内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

また、前記 に述べた大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

3. 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、いずれも前記 において具体的かつ明確に示したところであり、株主、投資家および大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

4. 継続手続きおよび改廃の可能性

本施策は、平成22年5月21日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における承認が得られることを条件に、出席した取締役全員の賛成により決定されたものであります。なお、当該取締役会において、出席した当社監査役全員が、本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として本施策に賛同する旨の意見が述べられています。

また、前述 .4. に述べたように、本施策は、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により廃止することができることされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は2年ですが、いわゆる期差任期制を採用していませんので、本施策はいわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないことから、発動を阻止するためには取締役会の構成員の過半数の交替を待たねばならない買収防衛策）でもありません。

したがって、本施策の継続、廃止または変更の是非の判断には、株主総会における決議を通じて株主の意思が反映されうものと考えます。

5. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記 .3.(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記 .3.(3)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性および合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

本施策が株主および投資家に及ぼす影響について

1. 大規模買付ルールが株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主および投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者およびそれに対する当社の動向にご注意ください。

2. 大規模買付対抗措置の発動が株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合に、当該大規模買付行為にかかる特定株主グループの株主には、その法的権利または経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。また、それ以外の株主の法的権利または経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令および金融商品取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があり、かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が新株予約権の発行要項に定められた場合において、当社が取得の手続をとったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当を実施することを決議した場合であって、新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、前記 .3.(3)において定められる手続きにより、当社取締役会が、新株予約権の無償割当を中止し、または無償割当された新株予約権を無償で取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、新株予約権の無償割当の対象となる株主が確定した後売買取を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

当社株式の状況（平成22年3月31日現在）

・発行可能株式総数	150,000,000株
・発行済株式総数	67,723,244株
・株主数	20,526名(当社を含む)
・大株主の状況	

株主名	持株数	持株比率
有限会社 クロスロード	6,771千株	11.46 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,154	8.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,128	8.68
辻 本 憲 三	2,006	3.40
辻 本 美 之	1,669	2.83
辻 本 春 弘	1,546	2.62
辻 本 良 三	1,545	2.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,527	2.58
辻 本 美 佐 子	895	1.52
メロンバンク エービーエヌ アムロ		
グローバル カस्टディ エヌブイ	835	1.41

(注) 持株比率については、自己株式数(8,636千株)を控除して算出しております。

独立委員会規則の概要

1. 構成

独立委員会（本別紙において以下「委員会」という。）の委員（本別紙において以下「委員」という。）は3名以上5名以下とし、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外監査役の中から、当社取締役会が選任する。なお、当社取締役会は、上記に定める人数の範囲内で、業務執行を行う経営陣から独立し、当社との間で、委員としての職務に関して善管注意義務を負う旨の委任契約を締結している社外の有識者を委員として選任することができる。

2. 任期

委員の任期は、選任の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

3. 委員会の権限

(1) 委員会は以下の各号に掲げる事項について検討・評価のうえ、委員会としての決定を行い、その決定の内容およびその理由を当社取締役会に勧告する。

大規模買付者が提供する情報の十分性について

大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について

大規模買付対抗措置の発動要件具備の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について

その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が委員会に諮問した事項および委員会が当社取締役会に勧告すべきと考える事項について

(2) 委員会は、前項各号のほか、以下の各号に記載される事項を行う。

大規模買付者および当社取締役会から提供された情報・資料等の内容の検討・評価

当社取締役会に対する代替案の提出の要求および代替案の検討・評価

前各号に定めるほか、当社取締役会が、委員会が行う事ができると定めた事項

- (3) 委員会は、以下の各号に記載される事項につき当社取締役会に勧告する前提として取締役会に指示することができる。

大規模買付者から提供された情報が本情報として不十分であると判断した場合の大規模買付者に対する追加的な情報提供の要求

大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付者から提供された情報の全部または一部の公表

大規模買付者から提供された情報が本情報として十分であると認めた場合の公表
大規模買付行為に関する条件の改善における大規模買付者との交渉

4. 委員会の決議

委員会の決議は、委員のうち全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由がある時は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

5. その他

- (1) 委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他委員会が必要と認める者の出席を要求し、委員会が勧告を行うに当たり必要と考える事項に関する説明を求めることができる。
- (2) 委員会は、当社の費用で、業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

独立委員会委員候補者略歴

保田 博（やすだ ひろし：昭和7年5月14日生）

【略歴】

昭和32年4月	大蔵省入省
昭和48年11月	大蔵大臣秘書官
昭和52年1月	内閣総理大臣秘書官
昭和63年6月	大蔵省大臣官房長
平成2年6月	大蔵省主計局長
平成3年6月	大蔵事務次官
平成6年5月	日本輸出入銀行総裁
平成11年10月	国際協力銀行総裁
平成13年9月	関西電力株式会社顧問（現任）
平成14年1月	読売国際経済懇話会理事長（現任）
平成14年7月	日本投資者保護基金理事長
平成16年6月	株式会社資生堂監査役
平成16年8月	財団法人資本市場振興財団理事長（現任）
平成19年6月	当社取締役（現任）

- (注) 1. 保田 博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 同氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。

山口 省二（やまぐち しょうじ：昭和14年11月25日生）

【略歴】

昭和37年4月	国税庁入庁
平成2年6月	名古屋国税不服審判所長
平成4年8月	住友信託銀行株式会社業務推進部審議役
平成13年6月	当社監査役（常勤）（現任）

- (注) 1. 山口省二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 同氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。

松 井 義 侑（まつい よしゆき：昭和11年 8月 4日生）

【略 歴】

昭和34年 4月	ダイワ精工株式会社（現 グロープライド株式会社）入社
昭和37年 4月	同社取締役副社長
昭和46年 5月	同社代表取締役副社長
昭和57年10月	同社代表取締役社長
昭和62年 6月	同社代表取締役会長
平成 7年 6月	同社代表取締役社長
平成12年 7月	同社代表取締役会長
平成13年 3月	同社取締役会長
平成15年 6月	同社名誉会長（現任）

（注） 同氏と当社の間には、特別な利害関係はありません。

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は当社取締役会が基準日として定める日における当社の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 割り当てる新株予約権の総数

割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が定める数とする。

4. 新株予約権の払込金額

無償とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使条件

特定大量保有者（注9）、特定大量保有者の共同保有者、特定大量買付者（注10）、特定大量買付者の特別関係者、もしくはこれらのないし の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または これら ないし に該当する者の関連者（注11）（以下、 ないし に該当するものを「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができないものとする。その他新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 取得条項

当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得する事が適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換に、新株予約権1個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。その他取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

10. 新株予約権証券

新株予約権にかかる新株予約権証券は、発行しないものとする。

11. その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(注9) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等にかかる株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注10) 「特定大量買付者」とは、公開買付によって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、以下本脚注において同じ。）の買付等を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずる者として金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含む。）にかかる株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等の所有割合と合計して20%以上となる者、またはこれに該当することとなると当社取締役会が認めるものをいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注11) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたものをいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事務の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいいます。

以 上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo! ケータイ）から、当社株主名簿管理人の議決権行使ウェブサイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
（注）「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、株主総会前日の平成22年6月17日（木曜日）午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら末尾記載の株主名簿管理人のヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 上記の議決権行使ウェブサイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」をいいます。）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送（議決権行使書用紙）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権電子行使プラットフォームについて

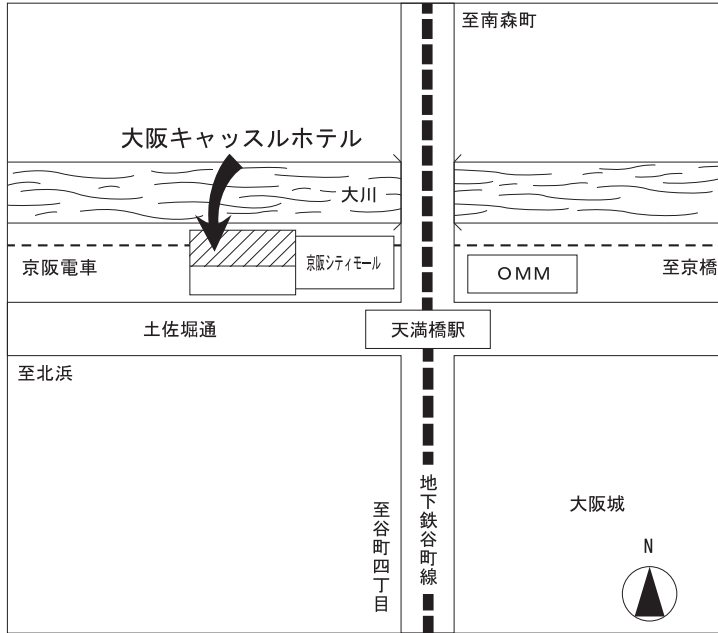
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）の利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ
株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 0120 - 173 - 027 (受付時間9:00～21:00 通話料無料)

株主総会会場ご案内略図

会場 大阪市中央区天満橋京町1番1号
大阪キャッスルホテル 6階会場
電話(06)6942-2401(代表)



京阪電車、地下鉄谷町線「天満橋駅」下車